

議第一百一号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号ただし書中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

提 案 説 明

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

